

物価高騰対応重点支援給付金 (令和 6 年度住民税非課税世帯・こども加算) 早期給付のためのスーパーファストパス (オンライン判定・申請)を開始

武雄市では、2月下旬から順次、対象者の方へ「支給要件確認書」を発送します。
前回(令和 6 年 6 月～9 月)の給付金支給と同じく、支給要件確認書が手元に届くのを待たずに申請が可能となる「給付金受給判定ガイド」と「オンライン申請」(スーパーファストパス)により迅速な給付を目指します。

◎支給対象の基準日：令和 6 年 1 2 月 1 3 日

①令和 6 年度住民税非課税世帯

【支給対象者】令和 6 年度住民税非課税世帯の世帯主

【支給額】3 万円／1 世帯

②令和 6 年度こども加算

【支給対象者】基準日(令和 6 年 1 2 月 1 3 日時点)に①の受給対象者で

18 歳以下(平成 1 8 年 4 月 2 日以降生まれ)の児童がいる世帯の世帯主

【支給額】2 万円／1 児童

※給付金(加算含む)の詳細については別紙のとおり

◎「スーパーファストパス」とは

市から対象者に送付する「支給要件確認書」を待たずに、オンライン【給付金受給判定ガイド】から自身が給付金の対象であるか確認ができ、対象の場合はそのままオンラインで給付申請することができる仕組みのこと。

武雄市で実施している「オンライン申請」と「手続きガイド」の機能を活用し、対象世帯の方に対して、質問形式による判定(給付金受給判定ガイド)と判定結果から支給要件確認入力(オンライン申請)への誘導を行います。これにより、従来の紙による支給要件確認書の送付・記入・返送の期間が短縮され、早期支給が可能となります。

物価高騰並びに低所得世帯支援という給付金の目的を鑑み、2 月中の支給開始を目指し 2 月 1 1 日(火)に給付金受給判定ガイドとオンライン申請フォームを公開し、申請受付を開始します。

なお、2 月下旬の支給要件確認書発送と同時に「スーパーファストパス」は終了し、以後はオンライン申請(ファストパス)と支給要件確認書(紙)の提出による申請へ移行します。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

◎給付金について：武雄市福祉課 TEL 0 9 5 4 - 2 3 - 9 2 3 5

◎スーパーファストパスについて：武雄市デジタル政策課 TEL 0 9 5 4 - 2 7 - 7 1 0 7

■物価高騰対応重点支援給付金 (住民税非課税世帯・こども加算)

物価高騰による市民の方の負担増を踏まえ、特に生活に困っている世帯への支援として、武雄市では、令和5年度に「住民税均等割が非課税の世帯」へ7万円の給付受付、また「住民税均等割のみ課税世帯」へ10万円の給付受付を行いました。さらに追加の事業として、令和6年度に上記以外の世帯で A「新たに（令和6年度）住民税非課税等となる世帯」へ1世帯あたり10万円、また B「こども加算」としてAの対象世帯において基準日（令和6年6月3日）に同一世帯として18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯へ、児童1名につき5万円の追加給付を行いました。

今回は更に追加の事業として、基準日（令和6年12月13日）において、①「令和6年度住民税均等割が非課税の世帯」へ1世帯あたり3万円、また②「こども加算」として①の対象世帯に同一世帯として18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯へ、児童1名につき2万円を追加給付することとなりました。

対象世帯

- ① 令和6年度住民税非課税世帯（1世帯あたり3万円）
基準日（令和6年12月13日時点）に、令和6年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯
- ② こども加算（児童1名につき2万円）
基準日（令和6年12月13日時点）に、①の支給対象世帯で18歳以下の児童がいる世帯

注意事項①・②共通

- ・令和6年度住民税は、令和5年1月～12月までの収入状況により課税されるものです。
- ・既に他市町で物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けた世帯員がいる世帯は支給対象外です。
- ・住民税課税者から税法上の扶養を受ける方（被扶養者）のみの世帯は支給対象外です
※令和5年中に別世帯の子に扶養されている高齢者や親に扶養されている学生などは対象外です

給付金額

- ① 令和6年度住民税非課税世帯（1世帯あたり3万円）
- ② こども加算（児童1名につき2万円）

支給方法

●対象世帯①②共通

武雄市から「支給要件確認書」が届きます。令和7年4月30日（返送期限）までに、支給要件確認書へ必要な記載を行い（添付書類が必要な場合もあります）返送して下さい。（消印有効）

（期限までに返送されない場合は辞退したとみなされます）

※令和7年2月下旬以降順次世帯主へ発送予定です。

※一部申請が必要な場合があります。

（令和6年1月2日以降に転入の場合・基準日以降に令和5年分申告を行ったなど）

確認書・申請等の返送・提出期限

- 令和7年4月30日（水）※消印有効 ※新生児に係る申請は7月31日（木）まで

お問合せ 福祉課保護係 TEL0954-27-7141（給付金専用） 平日9時～17時

物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯・こども加算）
スーパーファストパス（ガイド）QRコード

